

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学におけるテニユアトラック制度に関する規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、同規程により採用され、人文社会科学部(以下「学部」という。)に主担当教員として配置されたテニユアトラック教員のテニユア資格審査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(テニユア審査委員会)

第2条 テニユア審査委員会については、次のとおりとする。

2 学部長は、テニユア付与の可否に係る審査のため、テニユア審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

3 審査委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 審査基準に関する事項
- (2) テニユア付与の可否に係る審査に関する事項

4 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学部運営委員会が指名した教員 4人以上

5 審査委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

6 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

8 採用時審査については、テニユアトラック教員の採用に当たり設置する教員選考委員会をもって審査委員会とする。

9 審査委員会は、全委員の出席による成立及び全委員の一致による議決を原則とする。

10 審査委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(審査報告)

第3条 審査委員長は、審査結果について、テニユア審査結果報告書(別紙様式1)により学部運営委員会に報告しなければならない。

2 学部長は、当該テニユアトラック教員のテニユア審査について、履歴及び業績を精査し、教授会に報告した上で審査の最終決定を行い、規程第9条第2項に基づき教員人事委員会に報告するものとする。

3 エクステンションサービス推進本部(以下「推進本部」という。)の副担当となる教員(以下「推進本部副担当教員」という。)については、学部長は第1項の審査結果及び前項のテニユア審査の最終決定を推進本部の運営会議にも報告しなければならない。

4 学部長は、学長から最終決定の通知を受けた後、速やかに当該テニユアトラック教員へ通知するものとする。

(テニユア審査基準)

第4条 テニユア審査基準については、テニユアトラック教員のテニユア審査方法に関する取扱い(以下「取扱い」という。)第4第1項各号に掲げる事項により、別表1のとおり定める。ただし、推進本部副担当教員のテニユア審査基準は別表2のとおり定める。なお、別表以外に考慮すべき内容がある場合は、審査委員会から学部運営委員会へ協議を依頼し、学部運営委員会の議を経て、学部長が定めるものとする。

2 テニユアトラック教員が、人文社会科学部主担当教員として配置後、産前産後の特別休暇、育児休業及び介護休業を取得した場合で、学部長が必要と認めた場合には、別表の基準における期間の取扱い及び第5条に規定する審査実施時期等について、当該休暇及び休業の期間に応じて考慮することができるものとする。

(テニユア審査実施時期)

第5条 テニユアトラック教員は、テニユアトラック期間が満了する6箇月前までにテニユア審査を受けるものとする。ただし、学部長が必要と認める場合には、次の各号に掲げるテニユア審査を行うことができる。

- (1) 採用時審査
- (2) 3年目審査 対象者からの申し出を受け、学部長が必要と認めた場合

2 前項第2号の審査を希望するテニユアトラック教員は、採用後3年となる9箇月前までに学部長に申し出るものとする。

(テニユア審査必要書類)

第6条 テニユア審査に係る必要書類は次のとおりとする。

- (1) 教員候補者選考資料
- (2) その他審査委員会が必要と認めるもの

2 前項の書類は、山形大学人文社会科学部教員選考細則第3条を準用する。

(テニユア審査に対する不服申立て)

第7条 テニユアトラック教員は、テニユア審査結果について不服がある場合には、規程第12条に基づき、審査結果を通知した日の翌日から起算して14日以内に学長に不服の申立てを行うことができる。

2 学部長及び審査委員会は、テニユア審査調査委員会が設置された場合は、要請に応じて審査手続及び審査結果に係る資料提出等の対応を行う。

(その他必要と認める事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、テニユア資格審査の実施に関し必要な事項は、学部運営委員会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日)

この規程は、令和4年9月1日から施行し、推進本部副担当教員については令和5年1月1日以降の採用者から適用する。

附 則(令和6年2月21日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、施行日以前の採用者の審査基準(別表1及び2)はなお従前の例による。

別表1(テニユア審査基準：推進本部副担当教員以外の教員)

1 採用時審査基準

(1) 教育能力	大学において、教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)が5年以上ある者 ただし、実務家に関しては、企業等において専門とする職務の経験年数が5年以上ある者
(2) 研究能力	専門分野での学術著書若しくは論文(以下「学術論文等」という。)について、5編以上を有していること。(査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る) そのうち、次のいずれかの条件を満たすこと。 ・最近5年以内に発表し、当該分野において評価の高い国内・国外の学会誌等に掲載された学術論文等が1編以上あること。 ・最近5年間に単著出版した学術著書が1本以上あること。 ただし、実務家に関しては、実務経験に応じて上記条件として評価することができる。

2 3年目審査

(1) 教育能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間、講義・演習等の授業科目を毎年度担当していること。 また、オフィスアワーの義務を果たし、学生の履修指導・生活指導・進路指導を遅滞なく行っていること。学内外で行われるFD活動(FD合宿、授業改善シンポジウム・研修会等)に1回以上参加していること。講義科目で授業評価を実施していること。
(2) 研究能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間に学術論文等について、2本以上を有していること。(原則として査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る)
(3) 外部資金獲得実績	科学研究費補助金に毎年申請すること。(継続も含む)
(4) 社会貢献	社会連携等に積極的に取り組んでいること。
(5) 学部管理運営	学部等の管理運営に積極的に参加していること。

### 3 期間満了時(5年目)審査

(1) 教育能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間、講義・演習等の授業科目を毎年度担当していること。 また、オフィスアワーの義務を果たし、学生の履修指導・生活指導・進路指導を遅滞なく行っていること。学内外で行われるFD活動(FD合宿、授業改善シンポジウム・研修会等)に1回以上参加していること。講義科目で授業評価を実施していること。
(2) 研究能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間に学術論文等について、4本以上を有していること。(原則として査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る)
(3) 外部資金獲得実績	科学研究費補助金に毎年申請すること。(継続も含む)
(4) 社会貢献	社会連携等に積極的に取り組んでいること。
(5) 学部管理運営	学部等の管理運営に積極的に参加していること。

### 別表2(テニュア審査基準：推進本部副担当教員)

#### 1 採用時審査基準

(1) 教育能力	大学において、教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)が5年以上ある者 ただし、リカレント教育の企画・実施の経験が3年以上あること
(2) 研究能力	専門分野での学術著書若しくは論文(以下「学術論文等」という。)について、5編以上を有していること。(査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る：リカレント教育に関するテーマの論文2本以上を含むこと) そのうち、次のいずれかの条件を満たすこと。 ・最近5年以内に発表し、当該分野において評価の高い国内・国外の学会誌等に掲載された学術論文等が1編以上あること。 ・最近5年間に単著出版した学術著書が1本以上あること。

#### 2 3年目審査

(1) 教育能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間、以下のすべての条件を満たしていること。 ・推進本部におけるリカレント教育企画の新設や改善並びに推進本部の講座や講義の実施に積極的に取り組んでいること。 ・講義・演習等の授業科目を毎年度担当していること。 ・学内外で行われるFD活動(FD合宿、授業改善シンポジウム・研修会等)に1回以上参加していること。講義科目で授業評価を実施していること。
(2) 研究能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間に学術論文等について、2本以上を有していること。(原則として査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る)。ただし、リカレント教育に関するテーマの学術論文等1本以上を含むこと。
(3) 外部資金獲得実績	科学研究費補助金に毎年申請すること。(継続も含む)
(4) 社会貢献	社会連携等に積極的に取り組んでいること。
(5) 学部管理運営	学部及び推進本部等の管理運営に積極的に参加していること。

#### 3 期間満了時(5年目)審査

(1) 教育能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間、以下のすべての条件を満たしていること。 ・推進本部におけるリカレント教育企画の新設や改善並びに推進本部の講座や講義の実施に積極的に取り組んでいること。 ・講義・演習等の授業科目を毎年度担当していること。 ・学内外で行われるFD活動(FD合宿、授業改善シンポジウム・研修会等)に1回以上参加していること。講義科目で授業評価を実施していること。
(2) 研究能力	学部主担当教員として配置後テニュア審査までの間に学術論文等について、4本以上を有していること。(原則として査読有、筆頭著者あるいは責任著者のものに限る)。ただし、リカレント教育に関するテーマの学術論文等2本以上を含むこと。
(3) 外部資金獲得実績	科学研究費補助金に毎年申請すること。(継続も含む)
(4) 社会貢献	社会連携等に積極的に取り組んでいること。
(5) 学部管理運営	学部及び推進本部等の管理運営に積極的に参加していること。

## テニユア審査（採用時・3年目・期間満了前）結果報告書

職位・主担当	
氏名	
任期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
テニユア付与の可否 (可の場合は付与時期)	可・否
	採用時・3年・5年
審査結果の要旨 例：テニユア審査基準に基づき、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 審査した結果、テニユア付与基準を満たしている。 なお、・・・・・・・・・・に関しては特筆すべき業績である。	
審査経過 [例]〇〇委員会を設置し、別添資料等のとおりテニユア審査を実施した。 令和〇〇年〇月〇日 テニユアトラック教員から審査申請 令和〇〇年〇月〇日 〇〇委員会において、候補者のテニユア審査 令和〇〇年〇月〇日 学部運営委員会報告 令和〇〇年〇月〇日 人文社会科学部教授会報告 令和〇〇年〇月〇日 学部長から教員人事委員会に報告	